

# 患者等搬送事業認定の流れ

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部



患者等搬送事業について、消防本部に認定して欲しい！

患者等搬送事業は、消防本部の認定が無くても事業は行えることは知っていますね。



「患者等搬送乗務員適任証」を持っていますか？  
※車椅子専用事業所は、車椅子専用乗務員適任証で大丈夫です。

はい

いいえ

基礎講習修了又は特別申請をして、適任証の交付を受ける。

「夷隅郡市広域市町村圏事務組合患者等搬送事業指導及び搬送事認定に関する要綱」に適合していますか？

いいえ

適合するように直す。

はい

次の書類を揃え、認定申請をしてください。  
(申請書は消防本部HPからダウンロードできます。)

- 1 患者等搬送事業者認定申請書
- 2 乗務員名簿
- 3 患者等搬送用自動車届
- 4 道路運輸法に定める許可書等の写し

はい

消防本部で認定の許可を審査し、認定結果通知書を送付します。

否認定

認定



認定書等の交付

問合せ先  
夷隅郡市広域市町村圏事務組合  
消防本部 警防課  
電話 0470-80-0133